

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発1031第3号」により下記の検査項目に検査実施料の新設等が通知されましたのでご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成 25 年 11 月 1 日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
抗アクアポリン4抗体	1,000 点
抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	1,000 点

■ 条件が追加された検査項目

検査項目	保険点数
抗アセチルコリンレセプター抗体（抗AChR抗体）	900 点

▼詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
抗アクアポリン4抗体	1,000点	免疫学的検査判断料 (※5:144点)	「D014」自己抗体検査の26	ア.抗アクアポリン4抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗グルタミン酸レセプター抗体の所定点数に準じて算定する。 イ.本検査は、ELISA法により視神経脊髄炎の診断（治療効果判定を除く。）を目的として測定した場合に算定できる。
抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	1,000点	免疫学的検査判断料 (※5:144点)	「D014」自己抗体検査の26	ア.抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗グルタミン酸レセプター抗体の所定点数に準じて算定する。 イ.本検査は、RIA法により重症筋無力症の診断（治療効果判定を除く。）を目的として測定した場合に算定できる。 ウ.本検査は、区分番号「D014」自己抗体検査の「25」抗アセチルコリンレセプター抗体（抗AChR抗体）を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体)	900点	免疫学的検査判断料 (※5:144点)	「D014」自己抗体検査の25	ア.「25」の抗アセチルコリンレセプター抗体（抗AChR抗体）は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。 イ.本検査は、 <u>抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。</u>

抗アセチルコリンレセプター抗体（抗AChR抗体）は、下線部分が追加されました。